

「全ての子どもが幸せに、子どもの権利条約」

代表取締役 家喜 正治

こどもの日、とある新聞紙面で「子どもの権利条約」という語句が目にとまり調べました。以前に、このアポロ新聞の紙面にて「世界人権宣言」を取り上げたことがあります。1948年12月に国連総会で採択された「世界人権宣言」は、「すべての人は平等であり、それぞれが同じ権利をもつ」とした宣言ですが、子どもは子どもとしての権利をそれぞれもつとした「児童の権利宣言」が1959年11月20日に同じく採択。それから30年の時を経た1989年同月同日に採択されたのが「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」です。

ユニセフのホームページに困りますと、この条約は大きくわけて次の4つの子どもの権利を守るように定めています。そして、子どもにとっていちばん良いことを実現しようとうたっています。

- 1.生きる権利** 防げる病気などで命をうばわれないこと。病気やけがをしたら治療を受けられることなど。
- 2.育つ権利** 教育を受け、休んだり遊んだりできること。考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。
- 3.守られる権利** あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。障がいのある子どもや少数民族の子どもなどは特に守られることなど。
- 4.参加する権利** 自由に意見をあらわしたり、集まってグループをつくったり、自由な活動をおこなったりできることなど。

もちろん日本に於いても、この条約を1994年4月に批准し締約国となっていますが、理想と現実にはかなりのギャップがあるのではないのでしょうか。児童虐待のニュースが繰り返し報道され、貧困や低学歴の固定化が問題になっています。児童ポルノや、いわゆる女子校生ビジネスなど、大人のモラルが関係していることも多いのです。少子化対策も大切な課題ではありますが、生まれてきた子どもらの育ちについても、しっかりと考えることが大切と感じます。

全条約を下に紹介します。ユニセフのホームページ（<http://www.unicef.or.jp/kodomo/kenri/>）にも詳しく紹介されていますので、あわせてご一読いただけますと幸いです。

条 約 文 抜 粋

第1条 子どもの定義

18歳になっていない人を子どもとします。

第2条 差別の禁止

すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいが、男か女か、どのようなことはを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障害があるかないか、お金持ちであるかないか、などによって差別されません。

第3条 子どもにとってよいことを

子どもに関係のあることを行うときには、子どもにもっとよいことは何かを第一に考えなければなりません。

第4条 国の義務

国は、この条約に書かれた権利を守るために、できるかぎりのことをしなければなりません。

第5条 親の指導を尊重

親（保護者）は、子どもの心やからだの発達に応じて、適切な指導をしなければなりません。

国は、親の指導する権利を大切にしなければなりません。

第6条 生きる権利・育つ権利

すべての子どもは、生きる権利をもっています。国はその権利を守るために、できるかぎりのことをしなければなりません。

第7条 名前・国籍をもつ権利

子どもは、生まれたらすぐに登録（出生届など）されなければなりません。

子どもは、名前や国籍をもち、親を知り、親に育ててもらう権利をもっています。

第8条 名前・国籍・家族関係を守る

国は、子どもの名前や国籍、家族の関係がむやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。もし、これらがうばわれたときには、国はすぐにそれを元どおりにしなければなりません。

第9条 親と引き離されない権利

子どもは、親といっしょにくらす権利をもっています。ただし、それが子どもにとってよくない場合は、はなれてくらすことも認められます。はなれてくらすときには、会ったり連絡したりすることができます。

第10条 他の国にいる親と会える権利

国は、はなればなれになっている家族がお互いが会いたい、もう一度いっしょにくらしたい、と思うときには、できるだけ早く国を出たり入ったりすることができるように扱わなければなりません。親がちがう国に住んでいても、子どもはいつでも親と連絡をとることができます。

第11条 よその国に連れられない権利

国は、子どもがむりやり国の外へ連れ出されたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにしなければなりません。

第12条 意見を表す権利

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。

第13条 表現の自由

子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。ただし、ほかの人に迷惑をかけてはなりません。

第14条 思想・良心・宗教の自由

子どもは、思想・良心および宗教の自由についての権利を尊重されます。親（保護者）は、このことについて、子どもの発達に応じた指導をする権利および義務をもっています。

第15条 結社・集会の自由

子どもは、ほかの人びとと自由に集まって会をつくったり、参加したりすることができます。ただし、安全を守り、きまりに反しないなど、ほかの人に迷惑をかけてはなりません。

第16条 プライバシー・名誉は守られる

子どもは、自分のこと、家族のくらし、住んでいるところ、電話や手紙など、人に知られたくないときは、それを守ることができます。また、他人からほこりを傷つけられない権利があります。

第17条 適切な情報の入手

子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れることができます。国は、マスメディア（本・新聞・テレビなど）が、子どものためになる情報を多く提供するようにつめ、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。

第18条 子どもの養育はまず親に責任

子どもを育てる責任は、まずその父母にあります。国はその手助けをします。

第19条 虐待・放任からの保護

親（保護者）が子どもを育てている間、どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、むごい扱いを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。

第20条 家庭を奪われた子どもの保護

子どもは、家族といっしょにくらすことなくなったときや、家族からはなれた方がその子どもにとってよいときには、かわりの保護者や家庭を用意してもらうなど、国から守ってもらうことができます。

第21条 養子縁組

子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっとよいことを考え、そ

の子どもや新しい父母のことをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけがそれを認めることができます。

第22条 難民の子ども

ちがう宗教を信じているため、自分の国の政府と違う考え方をしているため、また、戦争や災害がおこったために、よその国にのがれた子ども（難民の子ども）は、その国で守られ、援助を受けることができます。

第23条 障害のある子ども

心やからだに障害があっても、その子どもの個性やほこりが傷つけられてはなりません。国は障害のある子どもも充実してくらせるように、教育やトレーニング、保健サービスなどが受けられるようにしなければなりません。

第24条 健康・医療への権利

国は、子どもがいつも健康でいられるように、できるかぎりのことをしなければなりません。子どもは、病気になったときや、けがをしたときには、治療を受けることができます。

第25条 病院などの施設に入っている子ども

子どもは、心やからだの健康をとりもどすために病院などに入っているときに、その治療やそこの扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらうことができます。

第26条 社会保障を受ける権利

子どもやその家族が生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国がお金をはらうなどして、くらしを手助けしなければなりません。

第27条 生活水準の確保

子どもは、心やからだのすこやかな成長に必要な生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、親の力だけで子どものくらしが守れないときは、国も協力します。

第28条 教育を受ける権利

子どもには教育を受ける権利があります。国はすべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、人はだれでも人間として大切にされるという考え方からはずれるものであってはなりません。

第29条 教育の目的

教育は、子どもが自分のもっているよいところをどんどのばしていくためのものです。教育によって、子どもが自分も他の人もみんな同じように大切にされるということや、みんなとなかよくすること、みんなの生きている地球の自然の大切さなどを学べるようにしなければなりません。

第30条 少数民族・先住民の子ども

少数民族の子どもや、もともとその土地に住んでいる人びとの子どもが、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利を、大切にしなければなりません。

第31条 休み・遊ぶ権利

子どもは、休んだり、遊んだり、文化・芸術活動に参加する権利があります。

第32条 経済的搾取・有害な労働からの保護 子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられったりしないように守られる権利があります。

第33条 麻薬・覚せい剤からの保護

国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守られなければなりません。

第34条 性的搾取からの保護

国は、子どもがポルノや売買春などに利用されたり、性的な暴力を受けたたりすることのないように守らなければなりません。

第35条 ゆうかい・売買からの保護

国は、子どもがゆうかいされたり、売り買いされたりすることのないように守らなければなりません。

第36条 あらゆる搾取からの保護

国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得ようとすることから子どもを守らなければなりません。

第37条 ごうもん・死刑の禁止

どんな子どもに対しても、ごうもんやむごい扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯してたいほされても、人間らしく年れいにあった扱いを受ける権利があります。

第38条 戦争からの保護

国は、15歳にならない子どもを兵士として戦場に連れていってはなりません。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。

第39条 犠牲になった子どもを守る

子どもがほうっておかれたり、むごいしうちを受けたり、戦争にまきこまれたりしたら、国はそういう子どもの心やからだの傷をなおし、社会にもどれるようにしなければなりません。

第40条 子どもに関する司法

国は、罪を犯したとされた子どもが、人間の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかりと果たせるようになることを考え、扱われなければなりません。

条文訳:財団法人日本ユニセフ協会
ホームページより
<http://www.unicef.or.jp/kodomo/>

アポロ新聞

「花の寺」三室戸寺

ホームガス課 中下 裕司

紫陽花が綺麗時期になりました。車で運転していても車道に咲く紫陽花に目が行きます。

今回は京都宇治市にある、西国三十三箇所第十番札所三室戸寺（ミムロトジ）のご紹介です。

三室戸寺は5千坪の大庭園に四季折々の花が見られるので、一名『花の寺』とも言われています。4月下旬～5月上旬の『つつじ園』には、20,000株の平戸ツツジ、霧島ツツジ、久留米ツツジ等が咲き誇り、その規模は関西屈指のもので『ツツジ寺』と呼ばれています。

6月には『アジサイ園』に50種・10,000株の西洋アジサイ、額あじさい、柏葉アジサイ、幻の紫陽花・七段花（シチダンカ）等が咲き乱れ、『あじさい寺』とも称されています。

本堂前の『蓮（ハス）園』には、250鉢の色とりどりの蓮（はす）が咲き、有名な大賀ハス、古代バスなど100種が6月下旬より8月上旬にかけて咲き、その光景はさながら極楽浄土のようで、『蓮（ハス）の寺』とも言われます。

11月ともなると紅葉が始まり、古来よりその美しさは『三室戸の紅葉』と称せられ、宇治の紅葉の名所です。

期間限定ではありますが夜は紫陽花のライトアップも行っていて幻想的風景も楽しめます。枯山水（カレサンスイ）庭園、池泉（チセ）庭園もあり四季を通じて美しい花模様を楽しむことができます。

1万株の紫陽花の中にハート型の紫陽花を見つけると恋愛成就するかもと言われ、ご興味のある方は三室戸寺へハートの紫陽花を見つけにお出かけしてはいかがでしょうか。



引用参照 <https://www.mimurotoji.com>